

債務弁済(保険金請求)手続きのご案内 (機構団信[特約料方式])

このご案内では、機構団信のご加入者さま(被保険者)(以下「ご加入者さま」といいます。))が、保障期間中に死亡された場合または所定の高度障害状態になられた場合の機構団信による債務弁済(保険金請求)手続きについて、ご説明しています。

内容をご一読の上、お手続きいただきますようお願いいたします。

なお、2017年10月以降に【フラット35】をお申込みの方または2020年10月以降に機構等の直接融資をお申込みの方は「債務弁済(保険金請求) 手続のご案内[新機構団信制度]」をご覧ください。

お手続きの流れ

1 まずは融資のお申込みをされました取扱金融機関にご連絡ください。

融資のお申込みをされました金融機関等(以下「取扱金融機関」といいます。))にて、ご加入者さまの加入状況を確認の上、手続きに必要な書類等のご案内をいたします。

2 どの届出内容(死亡または高度障害)のお手続き(保険金請求)をされるか、よくご検討ください。

ご加入者さまが死亡または所定の高度障害状態に該当された場合は、生命保険会社から住宅金融支援機構(保険契約者・保険金受取人)(以下「機構」といいます。))に保険金が支払われ、債務が弁済(完済)になります。

●死亡で届出をされる場合

事前に4ページの「お支払いの対象となる高度障害状態とは」の支払事由に該当する可能性がないかご確認ください。該当しない場合は、2ページ「死亡による債務弁済(保険金請求)手続きの流れ」をご覧ください。

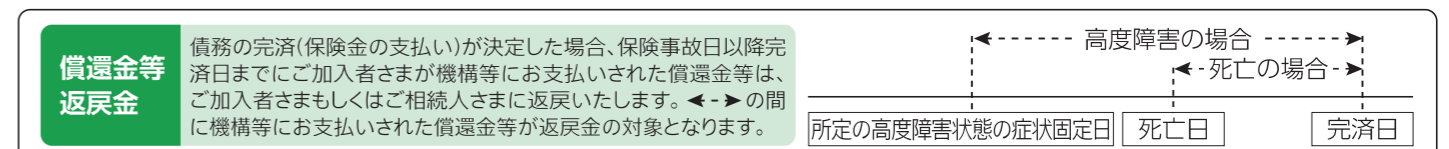
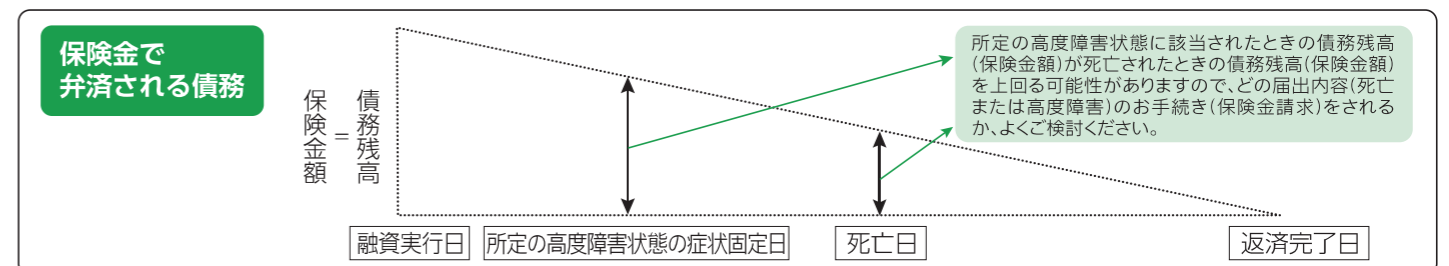
●高度障害で届出をされる場合

3ページ「高度障害による債務弁済(保険金請求)手続きの流れ」をご覧ください。

届出にあたっての注意点 《必ずお読みください》

- 生命保険会社が機構に支払う保険金額は、支払事由に該当されたときの債務残高を基準に定まりますので、届出いただく内容(死亡または高度障害)により保険金額が異なる場合があります。
(下図「保険金で弁済される債務」をご覧ください。)
- 債務弁済(保険金請求)を行った後に、他の届出内容でのご請求はできませんので、これまでのご病状等を踏まえ、どの内容(死亡または高度障害)で届出をされるかよくご検討ください。
詳しくは、4ページの「お支払いの対象となる高度障害状態とは」をご覧ください。
- 債務の完済(保険金の支払い)が決定した場合、保険事故日(※)以降完済日までにご加入者さまが機構等にお支払された償還金等は、後日別途ご加入者さまもしくはご相続人さまに返戻いたします。
届出内容により、保険事故日(※)が異なり、償還金等の返戻金に差異が生じる場合があります。
(下図「償還金等返戻金」をご覧ください。)

※保険事故日とは、保険金が支払われる基準となる日のことで、死亡の場合は「死亡日」、高度障害の場合は「症状固定日」のことをいいます。



死亡による債務弁済（保険金請求）手続きの流れ

1 必要書類をご準備いただき、取扱金融機関へご提出ください。

次の書類をご準備いただき、7ページの「**個人情報の取扱いについて**」をご了解の上、取扱金融機関にご提出ください。必要に応じてその他の書類のご提出をお願いする場合があります。
相続手続き等については、取扱金融機関の指示にしたがってお手続きください。

必要書類		通数	ご説明
A	団信弁済届 死亡用	原本 1通	●取扱金融機関からお渡しする用紙または9ページの用紙に、必要事項をご記入ください。
B	死亡日が保障開始日から2年を経過している場合 死亡診断書または死体検案書	写し 1通	●市区町村役場へ「死亡届」を提出した際の 死亡診断書または死体検案書の写し をご提出ください。
	死亡日が保障開始日から2年以内の場合 生命保険会社所定の死亡証明書	原本 1通	● 生命保険会社所定の死亡証明書用紙 をお渡ししますので、取扱金融機関へご依頼ください。 ●取扱金融機関からお渡しする 生命保険会社所定の死亡証明書用紙 に医師へ記入を依頼してください。 ●生命保険会社所定の死亡証明書以外(死亡診断書または死体検案書等)でもお取扱いできますが、後日、所定の用紙での再提出をお願いする場合があります。

- 同一加入者で複数債務の団信弁済届を行う場合、必要書類のご提出は1通で結構です。
- Bの提出ができない等、生命保険会社の判断により代替書類として住民票の提出をお願いする場合があります。

2 ご提出いただいた書類をもとに、生命保険会社が支払可否の審査を行います。

書類では判断できない事項(死亡の原因、治療の経過・内容、事故の状況等)があった場合、必要に応じて生命保険会社(もしくは生命保険会社の委託会社)より、直接ご家族・主治医等に照会や確認を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

死亡された場合でも、債務の完済(保険金の支払い)がされない場合があります。
詳しくは、6ページ「**債務の完済(保険金の支払い)がされない場合**」をご覧ください。



ご注意

- 必要書類を取扱金融機関にご提出いただいてから債務の完済(保険金の支払い)まで、通常1ヶ月程度要します。債務の完済(保険金の支払い)が決定しましたら、お手続きいただいた取扱金融機関よりお知らせいたします。生命保険会社(もしくは生命保険会社の委託会社)が、ご家族・主治医等に照会や確認を行う場合は、完済の決定までさらに日数を要しますので、あらかじめご了承ください。
- ご提出いただいた書類一式はご返却いたしません。
- 債務の完済(保険金の支払い)が決定するまで、機構等へのご返済は、これまでどおりご相続人さまにおいてご継続ください。審査の結果、債務の完済(保険金の支払い)が決定した場合、死亡日(保険事故日)以降にお支払いいただいた償還金等は、後日別途ご相続人さまに返戻いたします。
- 死亡されたにも関わらず、3年以内に債務弁済(保険金請求)のお手続きをいただけなかった場合、保険金請求権が時効となり、債務が完済されないこともありますのでご注意ください。
- ご加入者さまが死亡前に所定の高度障害状態になられていた可能性がある場合は、高度障害による債務弁済(保険金請求)手続きをされることをご検討ください。死亡保険金による債務弁済(保険金請求)が行われた後に、他の届出内容でのご請求はできませんので、ご注意ください。

高度障害による債務弁済（保険金請求）手続きの流れ

1 必要書類をご準備いただき、取扱金融機関へご提出ください。

次の書類をご準備いただき、7ページの「**個人情報の取扱いについて**」をご了解の上、取扱金融機関にご提出ください。必要に応じてその他の書類のご提出をお願いする場合があります。
取扱金融機関の指示にしたがってお手続きください。

必要書類		通数	ご説明
A	団信弁済判定依頼兼弁済届 高度障害用	原本 1通	●取扱金融機関からお渡しする用紙または10ページの用紙に、必要事項をご記入ください。
B	障害診断書	原本 1通	●取扱金融機関からお渡しする 生命保険会社所定の障害診断書用紙 に、加療中の医師に記入を依頼してください。 ●所定の用紙以外では判定受付はできません。

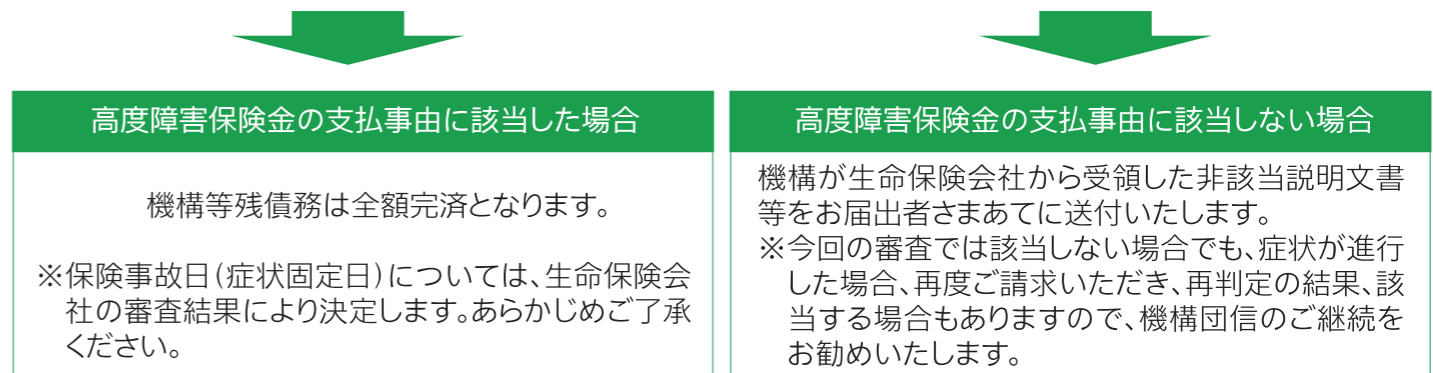
- 同一加入者で複数債務の団信弁済届を行う場合、必要書類のご提出は1通で結構です。

2 ご提出いただいた書類をもとに、生命保険会社が支払可否の審査を行います。

所定の高度障害状態に該当するか否か、また該当した場合は、高度障害の症状固定日について審査を行います。書類では判断できない事項(治療の経過・内容、事故の状況、症状の固定日等)があった場合、必要に応じて生命保険会社(もしくは生命保険会社の委託会社)より、直接ご家族・主治医等に照会や確認を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。審査結果はお手続きいただいた取扱金融機関または機構からお知らせします。

所定の高度障害状態(4ページの「**お支払いの対象となる高度障害状態とは**」)に該当される場合でも、債務の完済(保険金の支払い)がされない場合があります。

詳しくは、6ページ「**債務の完済(保険金の支払い)がされない場合**」をご覧ください。



ご注意

- ご加入者さまが病名告知等を受けていない状態で、ご家族等が債務弁済(保険金請求)手続きをされることにより、ご加入者さま本人が病名等を知り得ることがあります。あらかじめご了承ください。
- ご提出いただいた書類一式はご返却いたしません。
- 審査には必要書類を取扱金融機関にご提出いただいてから通常1ヶ月程度要します。審査結果は、お手続きいただいた取扱金融機関または機構からお知らせいたします。生命保険会社(もしくは生命保険会社の委託会社)が、ご家族・主治医等に照会や確認を行う場合は、審査にさらに日数を要しますので、あらかじめご了承ください。
- 債務の完済(保険金の支払い)が決定するまで、機構等へのご返済は、これまでどおりご継続ください。審査の結果、債務の完済(保険金の支払い)が決定した場合、高度障害状態の症状固定日(保険事故日)以降にお支払いいただいた償還金等は、後日別途ご加入者さまに返戻いたします。
- 所定の高度障害状態になられたにも関わらず、3年以内に債務弁済(保険金請求)のお手続きをいただけなかった場合、保険金請求権が時効となり、債務が完済されないこともありますのでご注意ください。

お支払いの対象となる高度障害状態とは

お支払いの対象となる高度障害状態とは、保障開始日以後に生じた傷害または疾病により、保障期間中に次の1～8のいずれかの状態に該当され、かつ回復の見込のない場合をいいます。

1 両眼の視力を全く永久に失ったもの

- 「視力を全く永久に失ったもの」とは、矯正視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
※視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。

該当しない具体例

- 視野狭さく（視野が狭くなってしまいう状態）および眼瞼下垂（上まぶたが下がって目が閉じたままか、わずかししか開かない状態）による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの

- 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、**口唇音**（バ行・パ行・マ行等）、**歯舌音**（シ・シュ等）、**口蓋音**（ヤ行・カ行等）、**喉頭音**（ハ行等）の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合。
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合。
 - ③ 声帯全部の摘出により発音が不能な場合。
- 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食（「液体」または「おも湯」で、かゆ食は含まれません。）以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

該当しない具体例

- 消化器官の障害によるものは含まれません。

3 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

4 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの

- 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできずに常に他人の介護を要する状態をいいます。いわゆる寝たきりの状態もしくはこれに近い状態を指します。
※特別の器具、介護用品等を使用して自力でできる場合は含まれません。

該当しない具体例

- 関節リウマチ（慢性）**
「関節の疾病」であり「中枢神経系・精神、または胸腹部臓器」に障害を残すものではありません。
- 腎臓病による人工透析**
「常に介護を要する」状態でなければ該当しません。
- 心臓ペースメーカー等の埋めこみ**
「常に介護を要する」状態でなければ該当しません。
- 片麻ひ**
左半身の麻ひが生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で通常通りできる場合など、半身麻ひの場合は、「常に介護を要する」状態でなければ該当しません。

5 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

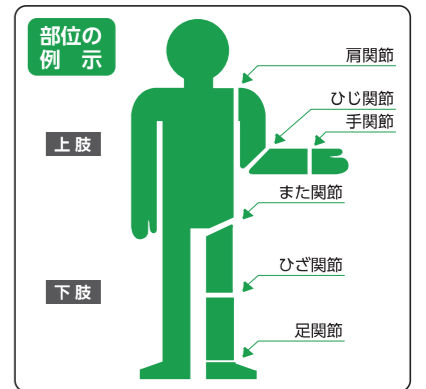
6 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの

- 次の2ケースをいいます。
 - ① 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの。
 - ② 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの。

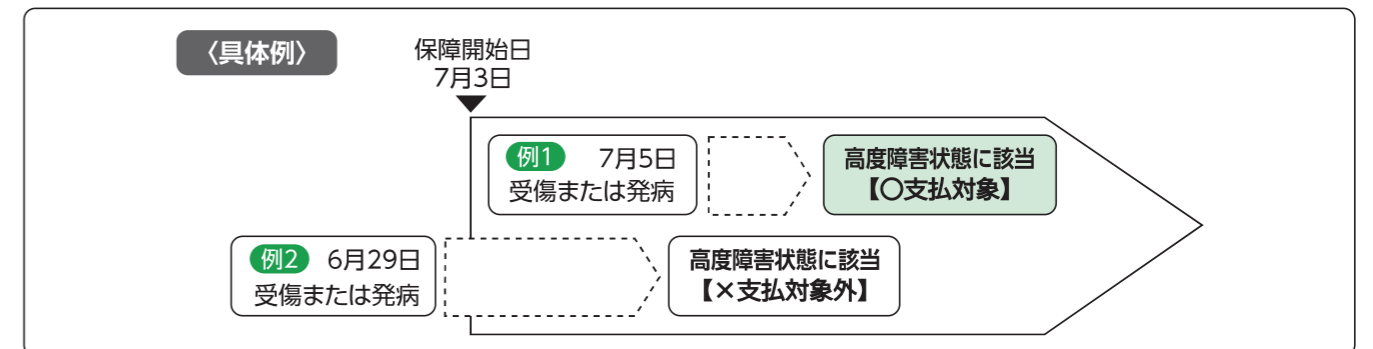
8 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

- 片麻ひ（右半身麻ひ、左半身麻ひ）のみの場合は、高度障害状態の「7」または「8」には該当しません。
- 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失い、回復の見込のない次のいずれかの場合をいいます。
 - ① 上・下肢の完全運動麻ひ
 - ② 上・下肢におけるそれぞれの3大関節（上肢においては肩関節・ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節・ひざ関節および足関節）の完全強直
※完全運動麻ひとは、各関節が完全に麻ひし、自力では動かせない状態をいいます。
※完全強直とは、各関節が完全に固まってしまい、形態（角度）を変えることができない状態をいいます。



ご注意

- 保障開始日前にすでに生じていた傷害または疾病を原因とする場合は、その傷病を告知いただいた場合でも、高度障害保険金による債務弁済（保険金請求）の対象とはなりません。



- 発病または受傷後、日が浅く症状が固定していないときは、症状が固定した後、改めて申請していただくこととなります。
- 高度障害保険金のお支払いにあたっては、ご加入者さまの症状（障害状態）について「回復の見込がなく症状が固定した（以下「症状固定日」といいます。）」と医師によって診断されることを要しますので、回復の見込がある場合は所定の高度障害状態には該当しません。診断書をご用意いただく際には、主治医に回復の見込と症状固定時期について確認いただくようお願いいたします。
- 症状固定日について
診断書に症状固定時期についての医師意見の記載がない場合（または時期不詳の場合）等症状固定時期を特定できない場合には、生命保険会社にて症状固定日を判断させていただくことがあります。
- その他の認定等
 - ① 身体障害者申請による1級の認定の障害状態や公的介護保険制度による要介護認定などと、機構団信における所定の高度障害状態とは、基本的に認定内容が異なります。障害等級1級と認定された場合でも、所定の高度障害状態には該当しない場合があります。
 - ② 障害により就業が不可能となり収入が得られなくなることと、所定の高度障害状態に該当することは必ずしも一致しません。

債務の完済（保険金の支払い）がされない場合

次のいずれかに該当される場合は、生命保険会社から機構へ保険金が支払われず、債務は弁済（完済）されません。

- 次の①～④のいずれかに該当されたとき
①保障開始日（最終回資金受取日）より前に、死亡または所定の高度障害状態に該当されたとき
②機構団信から脱退された後に、死亡または所定の高度障害状態に該当されたとき
③保障期間の終了後に、死亡または所定の高度障害状態に該当されたとき
④機構等債務を全額完済された翌日以降に、死亡または所定の高度障害状態に該当されたとき
- 保障開始日から1年以内に自殺されたとき
※ただし、心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったと認められるときには保険金を支払うことがあります。
- 「申込書兼告知書」に記入日(告知日)現在および過去の健康状態などについて事実を告げなかったか、または事実と異なることを告げ、そのご加入者さまに係る団信契約（機構と生命保険会社との保険契約をいいます。以下**8**及び**9**において同じ。）が解除されたとき
※ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、保険金が支払われます。
- 故意により所定の高度障害状態になられたとき
- 保障開始日前の傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になられたとき
（その傷害や疾病をご加入時に告知いただいていた場合でも、債務の完済（保険金の支払い）の対象とはなりません。）
- 戦争・その他の変乱により死亡または所定の高度障害状態になられたとき
※ただし、死亡または所定の高度障害状態になられた被保険者数の増加の程度に応じ、保険金を全額支払うかまたは削減して支払うことがあります。
- 詐欺・不法取得目的によりご加入されていたとき
- ご加入者さまについて、保険金を詐取する目的で事故を招致した場合、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大な事由があり、そのご加入者さまに係る団信契約が解除されたとき
- ご加入者さまについて、団信契約の存続を困難とする**3**、**7**または**8**と同等の重大な事由があり、そのご加入者さまに係る団信契約が解除されたとき
- ご加入者さまが、住宅ローンの金銭消費貸借契約に定める反社会的勢力の排除に関する条項に抵触し、債務の全部につき期限の利益を失ったとき
- 「デュエット」(ペア連生団信)にご加入の場合で、いずれかのご加入者さまの故意により、もう一方のご加入者さまが死亡または所定の高度障害状態になられたとき

その他

- 2013年7月1日以降に、死亡または所定の高度障害状態に該当し、機構団信から脱退される場合、お支払済みの特約料のうち、未経過の保障月数に相当するものとして機構が定める金額を返金いたします。
なお、未経過の保障月数がない、または全額繰上償還請求を受けている等の理由により返金がない場合があります。
- 機構団信により完済される住宅ローンに連帯債務者さまがいる場合、連帯債務者さまのローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。
詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
- すでに団信弁済(保険金請求)手続中の場合でも、機械処理の都合上、行き違いで団信特約料の請求がされる場合がありますので、ご了承願います。

債務完済後のお手続き(完済関係書類の受領)

債務の完済(保険金のお支払い)が決定しましたら、お手続きいただいた取扱金融機関より届出者さまにお知らせします。完済関係書類(契約書類や抵当権を解除するために必要な書類等)を相続人代表者さま等にお渡ししますので、受け取りのお手続きをお願いします。

完済関係書類のお受取り時にご用意いただく書類は以下のとおりです。
なお、必要に応じてその他の書類のご提出をお願いする場合があります。

1 相続人代表者さまがお受取りになる場合

	必要書類	通数	ご説明
A	完済関係書類の受領に関する申出書	原本1通	●取扱金融機関からお渡しする用紙に、必要事項をご記入ください。
B	ご加入者さまと相続人代表者さまの相続関係を明らかにする書類	原本1通	●「戸籍謄本」等、相続関係を明らかにする書類を1通ご提出いただきます。ご提出書類の詳細については、取扱金融機関にご確認の上でご準備ください。

※ご来店いただく場合は、「受渡書・受領書」に署名・捺印をいただきますので、ご印鑑をお持ちください。

2 ご加入者さままたは連帯債務者さまがお受取りになる場合

ご用意いただく書類はございません。

※ご来店いただく場合は、「受渡書・受領書」に署名・捺印をいただきますので、ご印鑑をお持ちください。

個人情報の取扱いについて

—住宅金融支援機構（保険契約者）と生命保険会社からのお知らせ—

本個人情報の取扱いについて、特段のお申し出のない場合は、ご了解いただけたものとして、以降の債務弁済（保険金請求）手続きを進めさせていただきます。

- 1 機構は、団体信用生命保険による債務弁済充当(委託)契約(以下「団信弁済契約」といいます。)の債務弁済手続に基づき入手するご加入者さま(またはご家族等)に関する個人情報(氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、提出書類に記載されている内容等)を、団信弁済契約の保険金請求、債務弁済、統計等の分析、その他団信弁済契約に関連・付随する業務のために利用します。
- 2 機構は、団信弁済契約の債務弁済手続に基づき入手するご加入者さま(またはご家族等)に関する個人情報を、機構が保険契約を締結する共同引受生命保険会社、沖縄振興開発金融公庫および独立行政法人福祉医療機構(旧年金資金運用基金)(以下「公庫等」といいます。)に提供します。
- 3 公庫等は、機構から提供された個人情報を、団信弁済契約に係る融資の債権管理・回収、その他団信弁済契約に係る融資に関連・付随する業務に利用します。
- 4 共同引受生命保険会社は、機構から提供されたご加入者さま(またはご家族等)に関する個人情報を、団信弁済契約に係る保険契約の支払査定事務、各種保険契約の引受査定を含む生命保険制度の健全な運営目的に利用し、機構および他の共同引受生命保険会社、再保険を付する場合には再保険会社に上記目的の範囲内で提供することがあります。
- 5 なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き機構、共同引受生命保険会社および公庫等においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。
共同引受生命保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の共同引受生命保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他の必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

債務弁済（保険金請求）手続きについての書類提出およびお問い合わせは
取扱金融機関 へお願いいたします。

ご加入者さまが保険金の支払事由に該当された場合には、ご提出いただいた関係書類に基づき、保険金受取人である機関が保険会社に請求し、支払われた保険金により債務が弁済（完済）されます。

保険会社より保険金が支払われる可能性があると思われる場合やご不明な点がございましたら、取扱金融機関にご相談ください。

「取扱金融機関」とは、機構等の住宅ローンをお申込された金融機関等のことです。
 「機構等の住宅ローン」とは、フラット35、旧住宅金融公庫融資および公庫等の住宅融資のことです。

「保険金のお支払事由に該当するか」等のお問い合わせは
以下の 幹事生命保険会社 へお願いいたします。

ご加入者さまの**取扱金融機関**や**物件所在地**により、担当する生命保険会社異なります。お問い合わせの際はご注意ください。

なお、生命保険会社が不明な場合は、取扱金融機関へおたずねください。

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

お客さまの借入申込金融機関等	お客さまの物件所在地		幹事生命保険会社	担当部署	電話番号
	都道府県				
モーゲージバンク等※ 下記以外の金融機関	(全国)		住友生命保険相互会社	団体保険支払室	0120-307-588 06-6947-3288
銀行※ 信用金庫 信用組合 労働金庫 信用漁業協同組合連合会 漁業協同組合	北海道		明治安田生命保険相互会社	北海道機構団信室	011-242-7287
	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島		明治安田生命保険相互会社	東北機構団信室	022-711-3155
	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉 東京・神奈川・新潟・山梨 静岡・長野		日本生命保険相互会社	団体保険支払サービス課	0120-381-688
	岐阜・愛知・三重		明治安田生命保険相互会社	東海機構団信室	052-972-8217
	富山・石川・福井・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山		第一生命保険株式会社	団体保障事業部	0120-709-471
	鳥取・島根・岡山・広島・山口		明治安田生命保険相互会社	中国機構団信室	082-245-4581
	徳島・香川・愛媛・高知		住友生命保険相互会社	団体保険支払室	0120-307-588 06-6947-3288
	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島		第一生命保険株式会社	団体保障事業部	0120-709-471
	沖縄		日本生命保険相互会社	団体保険支払サービス課	0120-381-688

※楽天銀行、住信SBIネット銀行及びイオン銀行については「銀行」ではなく「モーゲージバンク等」欄をご覧ください。

機構団信特約制度 共同引受生命保険会社

アクサ生命保険株式会社 ジブラルタ生命保険株式会社 住友生命保険相互会社 ソニー生命保険株式会社 SOMPOひまわり生命保険株式会社 第一生命保険株式会社	大樹生命保険株式会社 大同生命保険株式会社 太陽生命保険株式会社 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 富国生命保険相互会社	フコクしんらい生命保険株式会社 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 明治安田生命保険相互会社 メットライフ生命保険株式会社
--	--	---

以上50音順
2023年10月1日現在



**機構団信特約制度
共同引受生命保険会社**

帳票団7-1

死亡用

届出日 年 月 日

団信弁済届

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

債務弁済充当（委託）約款に基づき、下記【団信弁済の届出にあたっての確認事項】及び「団信弁済パンフレット」の内容を了承の上、届出をします。

届出内容			
死亡日	年 月 日		
団信加入者（被保険者）			
フリガナ		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
氏名		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日
フリガナ			
住所	〒 —		
届出者			
フリガナ		団 信 加入者との関係	<input type="checkbox"/> 1 配偶者
氏名			<input type="checkbox"/> 2 親族 ()
フリガナ			<input type="checkbox"/> 3 その他 ()
住所	〒 —		
電話番号	() — () — ()		※日中ご連絡がとれる電話番号をご記入ください。

【団信弁済の届出にあたっての確認事項】

- 今般ご提出いただいた個人情報については、「団信弁済パンフレット」に記載の「個人情報の取扱いについて」によりお取扱いたします。
- 必要に応じて生命保険会社(または生命保険会社の委託会社)より、直接ご家族・主治医等に照会や確認を行うことがあります。あらかじめご了承ください。
- 債務の完済が決定するまで、機構等へのご返済は、これまでどおり相続人さまにおいて継続してください。審査の結果、債務の完済が決定した場合、死亡日(保険事故日)以後にお支払いいただいた返済金等は、後日別途相続人さまに返金いたします。
- 債務弁済が行われた後に、他の届出内容でご請求はできませんので、ご注意ください。

(注) 保険引受が全共連の場合は、保険を共済と読み替えてください。

【金融機関記入欄】

(注) 併せ貸しの有無をご確認ください。

金融機関名	
被保険者番号 (または顧客番号)	
備考欄	(注) 団信弁済返戻金の返金先を償還金口座以外とする場合は、「振込口座(変更)届(死亡用)」(帳票共9-3)をご提出いただくようお願いいたします。

